		綱車の軸受の劣化及び損傷並びに給油の状況	運転状態において目視、触診及び聴診により確認する。	回転時に異常音、異常な発熱若しくは異常な振動があること又は給油が適切でないこと。
		綱車の取付けの状況	取付部を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付けが堅固でないこと。

別表六㈢の項㈩欄中「もの。」を「もの」に改め、「隙間ゲージ等により」を削り、同項㈹欄中「二百分の一。」を「二百分の一」に改め、同㈣の項㈩欄中「ノギス等により」、「エアゲージ等により」及び「隙間ゲージ等により」を削り、「もの。」を「もの」に改め、同項㈹欄中「小さい値。」を「小さい値」に、「キロパスカル。」を「キロパスカル」に、「二百分の一。」を「二百分の一」に改め、同㈤の項㈩欄中「作動状況」を「作動の状況」に改め、同㈥の項㈩欄中「隙間ゲージ等により」を削り、「もの。」を「もの」に改め、同項㈹欄中「二百分の一。」を「二百分の一」に改め、同表六の次に次のように加える。

七　ガイドシュー等及びガイドローラーその他これらに類するもの（以下「ガイドシュー等」という。）				
㈠	ガイドシュー等（ガイドローラーを除く。）	取付けの状況	テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	ナットに緩みがあること。
		摩耗の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部の摩耗により運転上支障をきたすおそれがあること。
㈡	ガイドローラー	ガイドローラーの取付け及び給油の状況	運転状態において目視により確認するとともに、軸受部の給油状況を聴診により確認する。	回転時に異常音、異常な発熱若しくは異常な振動があること又は給油が適切でないこと。
		軸受の劣化及び損傷の状況	運転状態において目視、触診及び聴診により確認する。	回転時に異常音、異常な発熱又は異常な振動があること。
		ガイドローラーの摩耗の状況	車輪の径を測定する。	イ　摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合にあっては、鋼製車輪においては設置時の直径の二・五パーセント又は六ミリメートルのうちいずれか小さい値、ウレタン等によりライニングされた車輪においては設置時の厚みの二十五パーセント又は五ミリメートルのうちいずれか小さい値）を超えていること。
				ロ　摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合にあっては、鋼製車輪においては設置時の直径の二・五パーセント又は六ミリメートルのうちいずれか小さい値、ウレタン等によりライニングされた車輪においては設置時の厚みの二十五パーセント又は五ミリメートルのうちいずれか小さい値）の九十パーセントを超えていること。
		ガイドローラーの表面の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	運転上支障をきたすおそれがある傷、剥離又は偏摩耗があること。
		タイヤの空気圧及び溝深さの状況	空気圧及び溝深さを測定する。	空気圧が適正な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合にあっては、三百五十キロパスカル）の九十パーセント未満であること又は溝深さが設置時の溝深さの二十五パーセント未満であること。
		ガイドローラーの取付金具及びボルトの劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	き裂又は破損があること。
		車軸の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	き裂又は著しい摩耗があること。
㈢	ガイドレール及びレールブラケット	取付けの状況	テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	ナットに緩みがあること。